



## (2) 景観形成基準

景観の阻害要素を直す・なくすため、届出対象行為に該当する行為について、景観形成基準を設定します。

### ① 自然景観エリアの景観形成基準

基準	詳細
配置・規模	○周辺の景観と調和した配置・規模に努める。
	○太陽光パネル等を設置する場合は、道路等の公共空間から見えないよう、山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように配慮する。
	○従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合、これらを活かした配置とする。
	○山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、建築物の位置や規模に配慮するように努める。
	○連続する街並みを形成するところは、なるべく連続性のあるまとまった街並み景観を形成するよう配置する。
形態・意匠	○建物に太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとするよう努める。
	○周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。
	○設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮蔽するか、建築物本体と調和したデザインとする。
	○門塀等の外構施設は、周囲の景観と違和感のないものとする。
	○橋梁、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した形態・意匠とする。
色彩・素材	○壁面及び屋根は、色彩基準に適合させる。ただし、壁面及び屋根の見付面積の1/10未満を構成する部分の色彩、自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。
	○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。
	○工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。
敷地の緑化	○良好な沿道環境維持のため、生け垣又は塀やフェンスの前面への植栽は、きれいに整えるように努める。
	○自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。
	○既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。
	○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保全し又は移植によって植栽を行う。
	○駐車場や自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして周辺の景観と調和させるよう努める。
その他	○閃光を発生するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。
	○自動販売機等は、建築物との一体化などにより、単体として周囲から突出しないよう工夫する。

## ② 田園景観エリアの景観形成基準

基準	詳細
配置・規模	○周辺の景観と調和した配置・規模に努める。
	○従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合、これらを活かした配置とする。
	○連続する街並みを形成するところは、なるべく連続性のあるまとまった街並み景観を形成するよう配置する。
形態・意匠	○周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。
	○設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮蔽するか、建築物本体と調和したデザインとする。
	○門塀等の外構施設は、周囲の景観と違和感のないものとする。
	○屋根の勾配、軒の高さや外壁などは、歴史的建築物や伝統的家屋などの形態・意匠をデザインモチーフとする。
	○地域固有の歴史的建造物や伝統的家屋などが見られる地区周辺では、その風情を損なわないよう、囲障には生け垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる。
○橋梁、擁壁等の構造物は周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した形態・意匠とする。	
色彩・素材	○壁面及び屋根は、色彩基準に適合させる。ただし、壁面及び屋根の見付面積の1/10未満を構成する部分の色彩、自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。
	○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。
	○集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や高彩度を避け、無彩色若しくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、しゅくいや板張りの壁面など、自然素材のもつ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。
	○工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。
敷地の緑化	○良好な沿道環境維持のため、生け垣又は塀やフェンスの前面への植栽は、きれいに整えるように努める。
	○自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。
	○既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。
	○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保全し又は移植によって植栽を行う。
	○駐車場や自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして周辺の景観と調和させるよう努める。
その他	○閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。
	○工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっても、周囲からの見え方に配慮した修景を行う。
	○自動販売機等は、建築物との一体化などにより、単体として周囲から突出しないよう工夫する。



### ③ 市街地景観エリアの景観形成基準

基準	詳細
配置・規模	○周辺の景観と調和した配置・規模に努める。
	○連続する街並み等の外壁線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退させ、ゆとりのある空間を確保する。
形態・意匠	○周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。
	○設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮蔽するか、建築物本体と調和したデザインとする。
	○門塀等の外構施設は、周囲の景観と違和感のないものとする。
	○屋根の勾配、軒の高さや外壁などは、歴史的建築物や伝統的家屋などの形態・意匠をデザインモチーフとする。
	○地域固有の歴史的建造物や伝統的家屋などが見られる地区周辺では、その風情を損なわないよう、囲障には生け垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる。
	○商店街などの通りに面している場合は、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。
	○外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出するよう工夫する。
	○行為地が商業地にある場合は、低層部はにぎわいの創造に配慮した用途とし、まちの魅力の創造に努める。
	○中高層の建物において、長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、圧迫感の軽減かつ単調な印象とならないものとする。
	○橋梁、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した意匠とする。
色彩・素材	○壁面及び屋根は、色彩基準に適合させる。ただし、壁面及び屋根の見付面積の1/5未満を構成する部分の色彩、自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。
	○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。
	○工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。
敷地の緑化	○敷地の接道部では、沿道の街並みやみどりの連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して、塀、さく、生け垣及び植栽などを工夫する。
	○自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。
	○道路等の公共空間に面する前面敷地については、建築物等が周囲に与える圧迫感を和らげ、歩行者や空間に潤いをもたらすよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。
	○既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。
	○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保全し又は移植によって植栽を行う。
	○行為地が工業地の場合は、見せるみどりの修景や隠すみどりの修景を積極的に取り入れ、敷地内緑化で沿道の緑化を補完する。
	○駐車場や自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして周辺の景観と調和させるよう努める。
その他	○工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。
	○自動販売機等は、建築物との一体化などにより、単体として周囲から突出しないよう工夫する。

#### ④ 建築物・工作物の景観形成基準

景観類型	基準	詳細
水辺景観	配置・規模	○自然地形、施設等と一体となった親水性に配慮した形態・意匠・色彩・配置とする。 ○建物等は、河川の眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。
	敷地の緑化	○生け垣の設置や既存樹木等の管理に努め、水辺景観との連続性に配慮する。
沿道景観	配置・規模	○建物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。
歴史景観	配置・規模	○歴史的建造物と調和した高さとするよう努める。 ○歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。
	色彩・素材	○歴史的建造物が多い地域では、外観をできる限り、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠・色彩とする。
	敷地の緑化	○敷地の緑化とともに、周辺の生け垣や板塀などとの連続性を確保するなど、周辺の歴史・文化景観との調和に努める。
暮らし景観	形態・意匠	○周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。

#### ⑤ 太陽光発電施設・風力発電施設に係る景観形成基準

基準	詳細
配置・規模	○太陽光パネル等を設置する場合は、道路等の公共空間から見えないよう、山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように配慮する。
	○本市の文化財等の景観に影響を与える位置は避ける。
	○従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合、これらを活かした配置とする。
形態・意匠	○建物に太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとするよう努める。
	○風力発電施設を設置する場合は、支柱、ブレード、付帯設備等は周辺環境と調和する色彩とすること。また、複数設置する場合は、同色で統一する。
色彩・素材	○工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。
敷地の緑化	○既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。
	○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保全し又は移植によって植栽を行う。
遮蔽	○行為地の周辺への樹木の植栽、塀や囲い等によって、周囲の道路や歩行者等からの遮蔽措置を講ずるよう努める。塀や囲い等を設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観と調和させる。

#### ⑥ 開発行為に対する景観形成基準

基準	詳細
土地の形状	○地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。
	○市街地から眺望できる丘陵や樹林地では、地形の改変が市街地から目立たないように計画する。
土地の緑化	○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存し又は移植によって修景に活かすよう努める。
法面の外見	○周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。
その他	○行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。



⑦ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に対する景観形成基準

基準	詳細
貯蔵又は集積の方法	○長期にわたる堆積は極力避けるものとする。
	○堆積する場合は、道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに、周辺景観と調和した適切な修景に努める。
遮蔽	○行為地の周辺への樹木の植栽、塀や囲い等によって、周囲の道路等からの遮蔽措置を講ずるよう努める。塀や囲い等を設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観と調和させる。
	○遮蔽に伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

⑧ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更に対する景観形成基準

基準	詳細
遮蔽	○行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路からの遮蔽措置を講ずるよう努める。
跡地の形状	○長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。
	○法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。
跡地の緑化	○周辺の自然植栽との調和に配慮した法面の緑化を行う。
	○行為地内の木竹は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等により、緑化する。
	○行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。
	○緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。
	○主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫する。特に、市街地から眺望できる丘陵や樹林地では、地形の改変が市街地から目立たないように計画する。
	○行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に活用する。